

お取引業者のみなさまへ

誓約書の提出を求める理由

各大学、研究機関における研究費の不正使用の防止のため定められた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」において、大学等と取引のある業者より不正に加担しない旨の誓約書を徴取することが求められております。本学としましても、不正使用に対するより一層の対策の強化を進めてまいります。その策の1つとしてお取引業者のみなさまに誓約書のご提出をお願いすることといたしました。

物品の発注について

本学では教員の直接発注を認めておりません。教員より直接発注の依頼があった場合は、毅然としてお断りいただくとともに、速やかに大学にご報告ください。

< 相談窓口 >

城西国際大学 経理課 TEL:0475-53-4658 EMAIL:keirika@jiu.ac.jp

誓約書を提出しなかった場合

誓約書をご提出いただけないことを理由にお取引を停止することはございません。ただし、未提出である理由やお取引の実態を確認する場合がございます。

提出方法

提出方法は郵送、持ち込みのいずれかをお願いしております。貴社代表者印を押印いただき、ご提出ください。

住 所 〒283-8555 千葉県東金市求名1番地 城西国際大学 経理課

提出の対象

本学と取引を行うすべてのお取引業者様が対象です。ただし、以下の①～⑥は対象外としております。

- ① 国や独立行政法人、地方公共団体、国立大学法人等公的機関
- ② 学校法人
- ③ 公共事業者(電気、ガス、水道、通信、郵便事業等)
- ④ 弁護士、特許・税理士等事務所
- ⑤ 営利目的(商取引、反復継続)としての相手方でない個人(謝金・報酬等対象者)
- ⑥ その他本学が本件対象外と判断した業種